

奈良県告示第三百六十七号

奈良県文化財保護条例（昭和五十二年三月奈良県条例第二十六号）第四条第一項の規定により、次の表に掲げる有形文化財を奈良県指定有形文化財に指定する。

令和五年三月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

建造物の部

名称	員数	構造及び形式	所有者・住所	所在地
<p>赤塚家住宅 主屋 内蔵 風呂棟</p>	<p>四棟</p>	<p>木造平屋建、桁行一六・五メートル、梁間一・七メートル、切妻造段違、南面銅板葺北面棧瓦葺、南面庇付、本瓦葺、北面庇付、棧瓦葺、座敷部、桁行五・一メートル、梁間五・一メートル、切妻造、本瓦葺 木造土蔵造二階建、桁行六・八メートル、梁間三・九メートル、切妻造、本瓦葺、東面庇付、南面蔵前及び東面便所付属、本瓦葺 木造平屋建、桁行五・七メートル、梁間四・一メートル、南面入母屋造北面切妻造、棧瓦</p>	<p>赤塚眞澄 大阪市天王寺区生玉寺町二番四号</p>	<p>御所市本町一三二〇番地</p>

客
用
門

葺、廊下部、桁行九・
四メートル、梁間一・
一メートル、切妻造、
棧瓦葺
木造一間一戸腕木門、
切妻造、棧瓦葺
附 客用門両脇塀
二棟
主屋客用門間一
・四メートル、
棧瓦葺、客用門
西方〇・七メー
トル、棧瓦葺
井戸屋形 一棟
木造平屋建、桁
行三・一メート
ル、梁間二・八
メートル、切妻
造、本瓦葺
井戸屋形両脇塀
二棟
主屋井戸屋形間
三・一メートル、
井戸屋形内蔵間
折曲り延長一〇
・六メートル
宅地 四九三・〇〇平
方メートル 御所市一
三一九番の一部及び一
三二〇番の一部

彫刻の部

木造釈迦如来坐像	名 称
一 軀	員 数
宗教法人金剛山寺 大和郡山市矢田町 三五〇六番地	所有者・住所
大和郡山市矢田町 三五〇六番地	所在地

絵画の部

絹本著色釈迦十六善神像	名 称
一 面	員 数
宗教法人岡寺 高市郡明日香村大 字岡八〇六番地	所有者・住所
高市郡明日香村大 字岡八〇六番地	所在地

工芸品の部

白銅密教法具 五鈷鈴 独鈷杵 三鈷杵 五鈷杵 金剛盤	名 称
一 口 一 口 一 口 一 口 一 口 一 面	員 数
宗教法人西大寺 奈良市西大寺芝町 一丁目一番五号	所有者・住所
奈良市西大寺芝町 一丁目一番五号	所在地

古文書の部

--	--

考古資料の部

大方家文書	名 称
一万 二千 七百 八十 八	員数
大方豊 生駒郡斑鳩町五百 井一丁目三番六号	所有者・住所
生駒郡斑鳩町五百 井一丁目三番六号	所在地

興福寺旧境内出土将棋駒・習書 木簡・題箋軸	名 称
三十 一点	員数
奈良県 奈良市登大路町三 〇番地	所有者・住所
橿原市畝傍町五〇 番地の二(奈良県 立橿原考古学研究 所附属博物館)	所在地
一、興福寺旧境内(吉祥院地 区)出土品 将棋駒 十六点 習書木簡 一点 題箋軸 一点	
一、興福寺旧境内(観禅院地 区)出土品 将棋駒 十二点 題箋軸 一点	